

議第 145 号

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の
指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

平成 30 年 4 月から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市へ移譲されました。居宅介
護支援事業者の指定の申請を行うことができる者の要件の一部を市の条例で定める必要が
あるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例（平成25年下呂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、<u>第79条第2項第1号</u>、<u>第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号</u>の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員及び指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(指定居宅介護支援事業者の指定に関する申請者)</u></p> <p>第5条 <u>法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p>(指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員及び指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者)</p> <p>第5条 (略)</p>

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

平成 30 年 4 月から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市へ移譲されました。居宅介護支援事業者の指定の申請を行うことができる者の要件の一部を市の条例で定める必要があるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 居宅介護支援事業者としての指定の申請をできる者は、法人とします。

(第 5 条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)